

複写厳禁



一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

31み令環第877号

住 所 刈谷市大正町六丁目203番地
氏 名 ヒラテ産業有限会社
代表取締役 平 手 藤 章

令和2年2月19日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり許可する。

令和2年3月2日

みよし市長 小野田 賢 治



許可事業種別	一般廃棄物処理業（収集及び運搬業）
廃棄物の種別	事業系一般廃棄物
許 可 期 限	令和2年4月1日～令和4年3月31日
許 可 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を遵守すること。2 本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則その他市の指示に従うこと。3 法律等が改正された場合、若しくは市長が必要と認めるときは許可を取り消し、条件を変更し、又は別に定める指示をすることがある。4 収集対象は、みよし市内事業所から出る一般廃棄物に限る。5 処分の方法は、尾三衛生組合東郷美化センター（東郷町内）へ搬入するものとする。6 上記5以外の方法において処分をしようとするときは、市と協議の上、市の指示に従うこと。